## 定期積金(定額式)

(平成14年7月15日現在)

1. 商品名 (愛 称)	定額式とは、定期的に一定額を払込みする定期積金です。
2. 販売対象	個人・法人・任意団体
3.期間	6か月以上60か月以内
	※払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間 繰り延べます。
4. 払 込	
(1) 払込方法	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。
(2) 払込金額	1回当り100円以上
(3) 払込単位	1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しができます。
6. 給付補填金	
(1) 適用利回り	契約期間により、3年以上と3年未満に分類し、契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。
(2) 支払頻度	満期日以後に一括支払います。
(3) 計算方法	計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
(4) 遅延利息	約定満期日以後繰り延べられた満期日前に解約する場合は、証書(又は通帳)記載の年利回り(年365日の日割計算)による遅延利息をいただきます。
(5) 先払割引金	払込みを約定掛込日より早くされた場合は、相当する日数の先払割引金を お支払いします。
7. 手数料	
8. 付加できる 特約事項	○払込みサイクルは毎月・隔月 (2・3・46か月)の中からお選びいただけます。
	○ボーナス月等の特定の月に、払込額を増額することもできます。
	○払込みは、集金・窓口扱いのほか、普通貯金(総合口座・夢びと等を含む からの自動振替のお取扱いもできます。

		○個人の方は「総合口座」「夢びと」等の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに0.7%を上乗せした利率です。)
9.	中途解約時の取扱い	<ul><li>○約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。</li><li>○払込みがされないまま、満期日が経過した場合も中途解約と同じ取扱いになります。</li></ul>
10.	貯金保険制度 (公的制度)	保護対象 当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(平成15年3月末日までは全額保護される決済性貯金を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 *譲渡性貯金は貯金保険制度の対象外。 *決済性貯金とは、当座貯金・普通貯金・総合口座等をいい貯蓄貯金は除く。
11.	J A バンクシ ステム(再編 強化法に基づ く J A バンク の独自制度)	当組合は、「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」(再編強化法)に基づき農林中央金庫が定める「系統信用事業の再編と強化にかかる基本方針(JAバンク基本方針)」を遵守する特定農業協同組合(JAバンク会員)です。万一の場合、再編強化法に定める指定支援法人であるJAバンク支援基金から支援が受けられます。
12.	その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。